

入場料の免除については、「愛知県児童厚生施設条例」に規定されています。

関係条文は下記のとおりです。

なお、五の療育手帳について、名古屋市は「愛護手帳」として交付しています。

また、六のハの第一種知的障害者について、愛知県が交付する療育手帳は「A判定」、愛護手帳は「1度（最重度）及び2度（重度）」が該当します。

手帳の交付を受けている方は、手帳又は障害者手帳アプリ(ミライロID)を提示してください。

記

愛知県児童厚生施設条例 《抜粋》

(入場料)

第四条の二 愛知県児童総合センターに入場して遊戯室、展示室、工作室その他の施設を利用しようとする者は、別表第三に定める額の入場料を納付しなければならない。ただし、次に掲げる者は、この限りでない。

一 中学生以下の者

二 学校又は児童福祉施設の行事として利用しようとする中学生以下の者の引率者

三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）

第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている知的障害者

六 次に掲げる者に付き添って利用しようとする者。ただし、次に掲げる者一人につき二人以上の者が付き添うときは、そのうち一人に限る。

イ 第三号に掲げる者のうち身体障害者手帳に第一種身体障害者と記載されているもの

ロ 第四号に掲げる者のうち精神障害者保健福祉手帳に障害等級が一級と記載されているもの

ハ 前号に掲げる者のうち療育手帳に第一種知的障害者と記載されているもの

別表第三

区分	単位	入場料の額（単位円）
個人	一人一回につき	三〇〇
団体（二十人以上）	一人一回につき	二四〇